

「新宿区マンション管理適正化推進計画」（素案） に関するパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

新宿区では、マンションの適正な管理のあり方を明確にすることで、マンションの管理組合や区分所有者等に管理に対する理解を深めてもらうとともに、マンションの管理の適正化に向けた区の取組をより積極的かつ計画的に実施し、「誰もが安心して住み続けられるまち」の実現を目指して、このたび「新宿区マンション管理適正化推進計画（令和5年度～令和9年度）」（素案）を作成いたしました。

この素案については幅広くご意見をいただき、今後の計画策定に生かしたいと考えています。

つきましては、下記のとおり皆様から素案に対するご意見を募集します。ご意見に対する区の考え方は、住宅課、区政情報課、区政情報センター、区ホームページで公表し、「広報新宿」でも概要をお知らせします。

記

1 実施期間

令和5年10月15日（日）から令和5年11月16日（木）まで

2 意見を提出できる方

- ① 新宿区内に在住・在勤・在学の方
- ② 区内事業者及び団体
- ③ 施策等の案に利害関係のある方

3 資料の閲覧

- ◆ 計画（素案）の全文及び概要版は、以下の場所で閲覧できます。
住宅課（本庁舎7階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）

- ◆ 新宿区ホームページでもご覧いただけます。
http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/jutaku01_000001_00022.html



4 意見の提出方法

意見用紙（上記の閲覧場所にて配布）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口持参によりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区 都市計画部 住宅課 居住支援係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎7階

電話 03（5273）3567 F A X 03（3204）2386

